

# 定 款

2022年6月24日 改正

株式会社 筑波銀行

# 株式会社 筑波銀行 定款

昭和27年6月11日 制 定

～

2022年6月24日 改正実施

## 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当銀行は、株式会社筑波銀行と称する。

英文では、Tsukuba Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

**第2条** 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

**第3条** 当銀行は、本店を茨城県土浦市に置く。

(機 関)

**第4条** 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、水戸市において発行する茨城新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

## **第2章 株 式**

(発行可能株式総数)

**第6条** 当銀行の発行可能株式総数は、333,000,000株とし、  
普通株式の発行可能種類株式総数は333,000,000株、  
第三種優先株式の発行可能種類株式総数は10,000,000株、  
第四種優先株式の発行可能種類株式総数は100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

**第6条の2** 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第7条** 当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第8条** 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

**第9条** 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

**第 10 条** 当銀行の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

**第 11 条** 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

## **第 2 章の 2          第三種優先株式**

(第三種優先期末配当金)

**第 12 条** 当銀行は、定款第 42 条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式を有する株主（以下第三種優先株主という）または第三種優先株式の登録株式質権者（以下第三種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式 1 株につき、1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第三種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、8 % を上限とする。

ただし、当該事業年度において第 12 条の 2 に定める第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. ある事業年度において第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、第三種優先期末配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸

収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第三種優先中間配当金)

**第 12 条の 2** 当銀行は、第 43 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式 1 株につき、第三種優先期末配当金の額の 2 分の 1 を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において第三種優先中間配当金という）を支払う。

(残余財産の分配)

**第 12 条の 3** 当銀行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式 1 株につき、第三種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

2. 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

**第 12 条の 4** 第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、第三種優先株主は、定時株主総会に第三種優先期末配当金の額全部（第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第三種優先期末配当金の額全部（第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第三種優先期末配当金の額全部（第三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等)

**第12条の5** 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第三種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(第三種優先株式の取得)

**第12条の6** 当銀行は、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第三種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、第三種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

2. 当銀行は、第三種優先株式の取得と引換えに、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

### **第2章の3 第四種優先株式**

(第四種優先期末配当金)

**第12条の7** 当銀行は、定款第42条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下第四種優先株主という）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下第四種優先登録株式質権者という）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭の期末配当金（以下第四種優先期末配当金という）を支払う。配当年率は、8%を上限とする。

ただし、当該事業年度において第12条の8に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第四種優先中間配当金)

**第12条の8** 当銀行は、第43条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において第四種優先中間配当金という）を支払う。

(残余財産の分配)

**第12条の9** 当銀行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

2. 第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

**第12条の10** 第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう

旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、又は、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等)

**第 12 条の 11** 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

**第 12 条の 12** 第四種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、第 3 項に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

2. 前項における取得を請求することができる期間は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下取得請求期間という）とする。
3. 当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3



項に従ってこれを取り扱う。

4. 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

**第 12 条の 13** 当銀行は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

2. 当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項、一斉取得)

**第 12 条の 14** 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。

2. 第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

(優先順位)

**第 12 条の 15** 第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

(除斥期間)

**第 12 条の 16** 第 44 条の規定は、第三種優先期末配当金、第三種優先中間配当金、第四種優先期末配当金および第四種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

### **第 3 章 株 主 総 会**

(招 集)

**第 13 条** 当銀行の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第 14 条** 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

**第 15 条** 株主総会は、取締役頭取が招集し、議長となる。

2. 取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

**第 16 条** 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第 17 条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第 18 条** 株主は、当該株主総会において議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(議 事 録)

**第 19 条** 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

**第 20 条** 当銀行の種類株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 第 15 条、第 16 条、第 18 条および第 19 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

3. 第 14 条の規定は、定時株主総会と同日または前日に種類株主総会を開催する場合に準用する。

4. 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## **第 4 章 取締役および取締役会**

(取締役の員数)

**第 21 条** 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12 名以内とする。

2. 当銀行の監査等委員である取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 22 条** 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 23 条** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

- 第 24 条** 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役頭取各 1 名、取締役副会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

- 第 25 条** 取締役頭取は、当銀行を代表する。
2. 取締役会は、その決議によって役付取締役のなかから代表取締役を選定する。ただし、代表取締役の員数は、4 名以内とする。

(取締役の報酬等)

- 第 26 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

**第 27 条** 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

2. 前項の定めにかかわらず、当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

**第 28 条** 取締役会は取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

**第 29 条** 当銀行は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

**第 30 条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

**第 31 条** 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役との責任限定契約)

**第 32 条** 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

**第33条** 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

**第34条** 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議)

**第35条** 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規程)

**第36条** 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

**第37条** 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任および任期)

**第38条** 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

**第 39 条** 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## **第 7 章 計 算**

(事業年度)

**第 40 条** 当銀行の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第 41 条** 当銀行は、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(期末配当の基準日等)

**第 42 条** 当銀行の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とするほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

**第 43 条** 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

**第 44 条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。